

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月6日(月)午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 12人

会長	14番	浜西	岩三郎
委員	1番	宮崎	敏郎
	3番	福田	榮次郎
	4番	大林	茂樹
	5番	松本	安幸
	6番	大川	利光
	7番	清水	重文
	8番	木下	幸保
	9番	小野瀬	マサエ
	10番	中田	初美
	11番	松本	虎彦
	12番	中村	高律

②欠席委員 1人

	13番	小田	輝彦
--	-----	----	----

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 11人

第1区	島本	千代治
第2区	佐竹	元
第4区	高野	晃一
第5区	山本	睦夫
第6区	松澤	周作
第7区	兵頭	英樹
第8区	井上	利彦
第10区	中里	和也
第10区	田中	浩二
第12区	梶原	好一
第13区	堀内	保

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第3号 時効取得について
- 日程第4 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第5 報告第5号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第6 報告第6号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第7 報告第7号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第8 報告第8号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第9 報告第9号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第10 報告第10号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第11 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第13 議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、6月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、浜西会長からご挨拶を申し上げます。
- 会長 (浜西会長・あいさつ)
- 事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、浜西会長にお願いします。
- 議長 ただ今から、6月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、13名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
- なお、13番 小田委員さんから欠席の旨通告がありましたのでご報告します。
- 議長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- それでは、1番 宮崎委員さん、3番 福田委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
- 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日の1日間と決定しました。
- 議長 次に、日程第3、報告第3号「時効取得について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 1ページの報告第3号をご覧ください。
- (報告書朗読)
- 時効取得とは、民法162条で、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。
- (質問・意見なし)
- 議長 質疑がないようですので、次に移ります。
- 議長 次に、日程第4、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局よりお願いします。
- 事務局 2ページの報告第4号をご覧ください。

(報告書朗読)

遺産分割は、農地法第3条第1項第12号によって許可の適用除外とされ、許可は不要となり、農地法第3条の3第1項による届出となっています。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第5号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

3ページの報告第5号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和4年4月27日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、報告第6号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

4ページの報告第6号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和4年5月10日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第7、報告第7号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

5ページの報告第7号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和4年5月10日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容につい

て、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第 8、報告第 8 号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

6 ページの報告第 8 号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和 4 年 5 月 1 0 日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第 9、報告第 9 号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

7 ページの報告第 9 号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和 4 年 5 月 1 0 日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第 1 0、報告第 1 0 号「農用地利用権設定解除申出について」を事務局よりお願いします。

事務局

8 ページの報告第 1 0 号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和 4 年 5 月 1 0 日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第 1 1、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議

題といたします。

ここで、議案第2号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、

11番 松本委員さんは該当しますので退席をお願いします。

事務局より提案説明をお願いします。

9ページは議案第2号の議案書、10ページから11ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

（議案書朗読）

譲渡人は、農業に従事しているが、農業後継者である長男に農地の一部を贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、草刈機5台、動力噴霧機3台、モノラック10基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間250日従事しているということですので、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第10区の田中推進委員さんからお願いします。

第10区

田中推進委員

中田委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

10番

中田委員

次に、10番の中田委員さんからお願いします。

田中推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

11番 松本委員は、自席にお戻りください。

議長

次に、日程第12、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

12ページから14ページの議案第3号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和4年5月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が15件で55筆、面積は、52,945㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号7番から21番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第13、議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

15ページは議案第4号の議案書、16ページから18ページは目標の設定等です。それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

それでは「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について説明します。16ページをご覧ください。

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

今年の2月に「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととなりました。なお、「農業委員会による最適化活動の推進等について」ですが、農業委員会が実施する農地利用の最適化の目標設定や活動記録の方法などを示し

たもので、活動の「見える化」を一層進めることを目的としています。

よって、令和4年度より「目標及びその達成に向けた活動計画」から「最適化活動の目標の設定等」に様式が変更となります。今後は翌年度の5月総会において農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について、点検・評価を行うこととなります。

それでは順をおって説明していきたいと思えます。

まず、「Ⅰ 農業委員会の状況」については、令和4年4月1日現在の状況となっています。農家・農地等の概要については、直近の「農林業センサス」及び「耕地及び作付面積統計」を基に記載しております。

続いて、「Ⅱ 最適化活動の目標」1最適化活動の成果目標（1）農地の集積①現状及び課題については、記載のとおりです。②目標については、これまでの集積面積に27haをプラスした数値に設定しています。こちらは、伊方町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に設定しています。また、今回より集積率の記載が追加されています。この69%という数字は「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」において、令和5年度の目標集積率となっております。

国から、令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率を目標として設定するよう通知がありました。伊方町は、36.9%になっており、80%以上でない場合には、都道府県が定めた目標を農業委員会の目標として設定するようになっておりますので、69%としております。

（2）遊休農地の解消①現状及び課題については、記載のとおりです。②目標については、国から、緑区分の遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するよう通知がありました。この緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地面積が対象となります。また、前年度の新規発生は、全ての面積を解消目標面積として設定するよう通知がありました。

なお、緑区分の遊休農地の解消に係る目標の設定については、「今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるものとする。」とありますので、伊方町においては、解消ではなく除外となっていく可能性が高いと思えます。

（3）新規参入の促進①現状及び課題については、記載のとおりです。②目標については、平成28年度から平成30年度までの各年度において、権利の設定又は移転が行われた農地の面積の平均1割以上となることを目標として設定するよう通知がありました。

次に、2最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、4月の総会で説明したとおり、月7日としています。農業委員会の評価に直結しますで、皆様方には月8日以上活動をよろしくお願いします。

（2）活動強化月間の設定目標については、国から、毎年度、活動強化月間を3回以上設定するよう通知がありました。よって、伊方町では、8月・10月・1月の3回を活動強化月間として設定しました。

（3）新規参入相談会への参加目標については、国から、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するよう

通知がありました。今年度は、8月の相談会に1～2名程度の参加を予定しています。事務局から相談会への参加依頼がありましたら、積極的な参加をお願い致します。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時40分)